

松戸市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第64号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）の実施について必要な事項を定め、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 拠点事業の実施主体は、松戸市とする。ただし、事業を効果的に実施できると認められるときは、拠点事業の全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人又は学校法人等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 拠点事業は次の各号に掲げる形態により実施するものとする。

(1) おやこ DE 広場（以下「ひろば」という。）

広場を開設し、子育て中の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流の場を提供するもの

(2) 地域子育て支援センター（以下「センター」という。）

フロアを開設し、子育て中の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流の場を提供するほか、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域に出向いた地域支援活動を展開するもの

(実施場所)

第4条 拠点事業を実施する名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ひろば

名 称	位 置
おやこ DE 広場 小金原	松戸市小金原二丁目3番地 タウンスクール根木内内
おやこ DE 広場 ゆうまつど	松戸市本町14番地の10 松戸市女性センター内
おやこ DE 広場 野菊野こども館	松戸市野菊野6番地
おやこ DE 広場 根木内こども館	松戸市根木内145番地 児童養護施設 晴香園内
おやこ DE 広場 ふれあい22	松戸市五香西三丁目7番地の1 松戸市健康福祉会館内
E-こどもの森・ほっとる-む東松戸	松戸市東松戸3-2-1 アルフレンテ3階
おやこ DE 広場 北松戸	松戸市上本郷4327番地 北松戸保育所内（仮設）
おやこ DE 広場 南花島	松戸市南花島四丁目63番地の5
おやこ DE 広場 旭町	松戸市旭町一丁目174番地 シニア交流センター3階
E-こどもの森・ほっとる-む常盤平	松戸市常盤平西窪町12 常盤平児童福祉館

Eーこどもの森・ほっとるーむ新松戸	松戸市新松戸3-1-4 新松戸未来館1階
おやこ DE 広場 馬橋	松戸市中根459 中根公民館 松戸市馬橋1854-3 馬橋東市民センター（出張広場）
おやこ DE 広場 北小金	松戸市小金1 ピコティ北小金東館 2F集会所 松戸市小金2 ピコティ北小金西館 3F 小金保健福祉センター内（出張広場）
おやこ DE 広場にこにこキッズ	松戸市松戸1155 聖徳大学1F館
Eーこどもの森・ほっとるーむ松戸	松戸市松戸1037 松戸ビルヂング4階 松戸市文化ホール内
おやこ DE 広場みのり台	松戸市稔台1-32-6

(2) センター

名 称	位 置
CMS 子育て支援センター	松戸市六実六丁目13番地の2 六高台保育園内
チェリッシュ・サポート・システム	松戸市野菊野7-2 野菊野保育園内
子すずめ子育て支援センター	松戸市日暮一丁目8番地の4 子すずめ保育園内
あおば子育て支援センター	松戸市紙敷3丁目8番地の11 東松戸保育園内
ドリーム子育て支援センター	松戸市栄町3-185-1 さわらび・さわらびドリーム保育園内
はなみずき子育て支援センター	松戸市常盤平3-25-2 はなみずき子ども園内
グレース子育て支援センター	松戸市大金平3-132-1 大金平グレース保育園内

(実施方法)

第5条 拠点事業においては、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
- (5) その他の事業

2 前項の事業のほか、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組みを実施する。

- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

3 センターは第1項の事業のほか、電話・メールでの随時相談の対応を実施する

(実施時間等)

第6条 拠点事業の実施時間等は、次の各号のとおりとする。また、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) ひろば

名 称	開 館 時 間
おやこ DE 広場 小金原	月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、年末年始は休館。
おやこ DE 広場 ゆうまつど	月曜日、火曜日、木曜日及び土曜日の午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、毎月末日及び年末年始は休館。
おやこ DE 広場 野菊野こども館	火曜日、木曜日及び日曜日の午後1時から午後6時並びに水曜日、金曜日及び土曜日の午前10時から午後5時まで。ただし、年末年始は休館。
おやこ DE 広場 根木内こども館	月曜日から金曜日の午前10時から午後5時まで。ただし、年末年始は休館。
おやこ DE 広場 ふれあい22	月曜日から土曜日までの午前9時から午後4時30分まで。ただし、毎月最終土曜日、祝日及び年末年始は休館。
Eーこどもの森・ほっとるーむ東松戸	火曜日から日曜日までの午前10時から午後6時まで。ただし、年末年始は休館。
おやこ DE 広場 北松戸	火曜日、水曜日及び木曜日の午前10時から午後3時30分まで、並びに土曜日の午前10時から午後3時まで。ただし、祝日及び年末年始は休館。
おやこ DE 広場 南花島	月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、祝日及び年末年始は休館。
おやこ DE 広場 旭町	月曜日、火曜日、木曜日及び土曜日の午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、年末年始は休館。
Eーこどもの森・ほっとるーむ常盤平	火曜日から土曜日までの午前9時30分から午後5時まで。ただし、年末年始は休館。
Eーこどもの森・ほっとるーむ新松戸	火曜日から日曜日までの午前10時から午後6時まで。ただし、年末年始は休館。
おやこ DE 広場 馬橋	月曜日、水曜日及び金曜日の午前9時30分から午後4時30分まで、並びに火曜日の午後0時から午後5時まで。ただし、祝日及び年末年始は休館。
おやこ DE 広場 北小金	月曜日（出張広場）、及び水曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、祝日及び年末年始は休館。
おやこ DE 広場にこにこキッズ	火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の午前10時から午後3時まで。ただし、祝日及び年末年始、大学夏季休暇中は休館。
Eーこどもの森・ほっとるーむ松戸	火曜日から日曜日までの午前10時から午後6時まで。ただし、年末年始は休館。
おやこ DE 広場 みのり台	月曜日から木曜日までの午前10時から午後3時まで。ただし、祝日及び年末年始は休館。

(2) センター

名 称	開 館 時 間
-----	---------

CMS子育て支援センター	月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで ただし、祝日及び年末年始は休館
チェリッシュ・サポート・システム	月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで ただし、祝日及び年末年始は休館
子すずめ子育て支援センター	月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで ただし、祝日及び年末年始は休館
あおば子育て支援センター	月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで ただし、祝日及び年末年始は休館
ドリーム子育て支援センター	月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで ただし、祝日及び年末年始は休館
はなみずき子育て支援センター	月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで ただし、祝日及び年末年始は休館
グレース子育て支援センター	月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで ただし、祝日及び年末年始は休館

ただし、施設開放実施時間については、別に定める。

(利用者)

第7条 拠点事業を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する概ね3歳未満の児童およびその保護者等。ただし、センターにあっては、就学前児童及び保護者等。

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、拠点事業の利用を拒むことができる。

(1) 拠点事業運営上支障があるとき。

(2) 利用者が感染症等の疾患を有すると認められるとき

(3) その他事業の利用を不相当と認めるとき

(損害の賠償)

第9条 利用者が建物、設備、備品等に損害をあたえたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(職員の配置)

第10条 拠点事業の実施にあたっては、次の各号に定めるとおり職員を配置するものとする。

(1) ひろばは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者で、地域の子育て事情や社会資源に精通した専任の者を2名以上配置すること。うち1人は、保育士、幼稚園教諭等の資格を有する者又は子育て支援員研修等松戸市が認める研修の受講者とする。ただし、利用者支援を実施する場合は、松戸市子育てコーディネーター事業実施要綱第3条により認定された専任の子育てコーディネーターを加配し利用支援に専念する。

(2) センターは、育児、保育に関する相談指導等について、相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の保育士、幼稚園教諭等の資格を有する者又

は子育て支援員研修等松戸市が認める研修の受講者を2名以上配置すること。ただし、利用者支援を実施する場合は、専任の子育てコーディネーターを加配し利用支援に専念する。
(守秘義務)

第11条 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(要綱の廃止)
 - 2 松戸市つどいの広場事業実施要綱(平成17年4月1日施行)を廃止する。

附 則
この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年 5月 15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年 4月 28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年10月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年10月 1日から施行する。